

◎「(仮称)みやぎ環境・エネルギー税」に対するパブリックコメントの概要

※14名(個人10, 団体4)から52件の意見等あり

H22.2.9 公表予定

No.	意見等の内容	県の考え方
施策について(事業目的・内容・効果, 税収の用途など)		
1	提示されている税の利用には、県産木材使用住宅の普及、林道の整備、公共施設の木造化、自然環境教育の推進とフィールド整備など目的として不適切、あるいは単なる公共投資としか思えない例が挙げられている。	例示された事業につきましては、木材の需要拡大及び安定供給を通じた森林整備の促進や、環境保全に対する理解を深めるための基盤づくり等を目的としたものであり、いずれも、本県の環境政策上必要な取組と考えております。
2	クリーンエネルギーカーの普及などはどのような助成になるのか、どの程度の規模になるのか不明瞭で、国のエコカー減税とも重複する部分があり、効果に疑問がある。	クリーンエネルギーカーの普及につきましては、二酸化炭素排出に占める割合が高い自動車からの排出抑制に有効であると認識しております。 ご意見を踏まえ、施策の検討を行ってまいります。
3	本県の場合、先進県の考え方や取組とは目的が相違するやに推察される。環境税構想は「税制改革」の取組の中で「発展税」とともに税源確保の一手段として検討されており、それ故、最初に約16億円の想定予算があり、その配分先として間口の広い施策が多々連なっている。 真の環境保全策あり、産業振興策ありと従来一般会計で処理されていた分野までもが網羅されており、取組の真剣度に疑念が生じる。 大盤振舞の感がある計画の策定では、広く浅い予算の配分の結果として当然大きな成果は得られず、根本的解決策とはなり得ない。一部の関連企業等を利するがごとき施策は絶対排除しなければ、県民の貴重な浄財を無にすることになりかねない。	環境に対して、県民の皆様が向けられる興味の対象や、その関心の度合いは様々であるとともに、環境への対策は広範にわたることから、取組のテーマは幅広いものを想定しております。 なかでも、地球温暖化防止対策は、本県の二酸化炭素排出量増加率が全国平均を大きく上回るなど、待たなしの対応を迫られており、本県の環境行政上の最重要課題であります。 したがって、森林環境整備や森林資源有効活用による「二酸化炭素吸収源確保」と、クリーンエネルギー普及促進や環境配慮型産業の振興による「二酸化炭素排出削減」を大きな柱とした、二酸化炭素削減対策をメインテーマとして捉え、重点的な事業展開を図ってまいりたいと考えております。 また、それぞれの柱の中でも、濃淡をつけた事業展開に努め、より高い効果を達成してまいりますとともに、その展開に当たっては、国の施策と十分連動性を持たせながら、市町村とも連携して対応してまいります。 なお、用途につきましては、税収額を基金として管理し、事前に予算として明示するとともに、その成果もご報告してまいります。
4	環境問題は大変深刻な問題になっており、対策を実施するためには膨大な費用と時間を要する。したがって、対策の効果を得るためには、効き目のある施策を明確にしてそこに費用と時間を集中させる必要がある。 具体的には、少なくとも国単位で施策の重点化・早期化を図って税金を投入すべきであり、(具体的施策は市町村に提案させるとのことであったが、)市町村ごとの施策立案・展開は地域密着の施策が展開されると思うが、それが地球規模と言われる環境問題に最も効果のある方法とは思われない。	
5	実際に税を徴収するに当たっては、何にいくら使うのかという用途を事前に具体的に明示することが大事と考える。いくら趣旨が正しくても用途を広義にとらえてしまうと何にでも使えるという結果になりかねない。	
6	優先的、重点政策としてあげている「地球温暖化防止」「生物多様性の確保」「豊かな自然環境、生活環境の保全」については賛成。 しかし、今回県の提案している内容をみるとあまりに漠然としていて、いったいこの税金を何に使おうとしているのかわからない。もっと具体的に税金の使い道を提示しなければ納得できない。まず税ありきではなく、この使い道を明確に納税者に説明するのが先決である。その上で必要性を県民、事業者提示、納得の上導入すべきと思う。	

7	<p>これまで30年余環境問題に取り組んできた立場から、今回の税の意味は理解できるが、県民個人の負担が大きい目的税であるならば、税の使用範囲を厳しく限定することが大前提だと考える。</p>	
8	<p>新たな税金を徴収して施策の財源に充てる場合、緊急性が求められている施策、費用対効果が検証できる施策、環境負荷低減と公益的機能に資する施策であるかどうか判断の要である。</p> <p>この点から考えると、今回提案されている事業展開の幅が広すぎる。県は何にいくら使うのかという用途を事前に具体的に明示し、県民は必要な財源すなわち新しい税金について考え宮城県の現状と課題にアプローチする、そのプロセスこそが大事であると考えます。</p>	
9	<p>近年全国的に「森林の荒廃」が叫ばれ、各地において森林の持つ有用性が見直され、森林の育成事業が従来にも増して重要視されている。これまでは林業の育成に主眼が置かれていたが、現在の考え方は森林の持つ効用に着目した取組に変化している。</p> <p>(1) 森林の持つ効用の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気の浄化作用 ・水源涵養機能 ・表土保全機能 ・生態系の保持 <p>(2) 「森林保全条例」の制定</p> <p>(3) 森林保全策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹林の育成・拡大 ・人工林の針広混交林への転換 ・森林作業者の確保と労賃の適正化 ・森林の持つ公益的機能の啓発活動 	<p>広葉樹林の造成につきましては、特に、水源地におけるスギ人工林の広葉樹林化や、里山における環境教育フィールド整備、生物多様性の確保などの観点から必要な取組と認識しております。</p> <p>その他の点につきましても、ご意見を踏まえ、施策の検討を行ってまいります。</p>
10	<p>最大の効果は広葉樹林の造成であるが、スギ・ヒノキ等の人工林は経済的にはプラスになるが、ブナ・トチ・ミズキ等の広葉樹は収入が期待されず経費を投入するのみとなり、個人所有者では取組が不可能。「分収林方式」を取り入れ、個人所有者から山林を長期契約で借り上げ、広葉樹の植林・育成を行うことが一つの方策ではないか。</p>	
11	<p>多角的な取組を実施するのであれば、森林保全経費分については条例で基金繰入の方策を講じ、財源を確保することが重要である。森林保全事業は長期間継続して取り組むことが肝要となるため、継続性を保持するため「基金の設置」は欠かせない。</p> <p>秋田県では「基金運営委員会」を設置し、基金の適正使用に配慮している。本案件については、庁内のみで策定する事なく、広く県民・関係団体の意見聴取のうえ最良なる結論を切望する。</p>	<p>税収につきましては、当該年度の税収額とその用途の透明性を確保する観点から、一般財源とは独立した会計処理を行うため基金を創設し管理運営する予定にしております。</p> <p>そのため、その税収については基金に積み立て、活用する事業に充当します。</p> <p>なお、その執行に当たっては、予算・事業内容及び実施状況について、県議会に対する説明・承認・報告等を含め、広く県民の皆様に公表してまいります。</p>
12	<p>本税は、その名称に示すような政策推進のための目的税だと思うが、その前提の上で賛成する。</p> <p>導入後はその使われ方と成果を公表してほしい。それが税として定着する基本である。一般財源化してどう使われたかわからなくなることは避けていただきたい。</p>	
13	<p>税の導入後は、県民に対し、用途について詳細な報告と情報公開をすること。</p>	

14	<p>日本は、昭和30～40年代の国内の公害問題を一応克服してきたが、その後、森林荒廃、二酸化炭素問題、大気や水の汚染など様々な環境問題がおきつつある。マスコミなどは大きくとりあげているものの、比較的自然に恵まれている地方の人々はなかなか気づいていない。こうした中、宮城県が全国に先駆けて本腰を入れようとしていることに対して、賛同する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、より効果的な施策の実施に向けた検討を行ってまいります。</p>
15	<p>今の県予算で環境対策にまで財源を振り向けるのは難しく、これまで環境対策を先送りしてきた結果が現状に至っている。財源不足のためにまた環境対策を先送りにするのは絶対に避けるべきである。こうしたときだからこそ、県民一人ひとりが少しずつ負担する財源で環境対策にしっかり取り組み、再び先送りしないことが大事である。</p>	
16	<p>クリーンエネルギーの利用推進としては、太陽光、風力、地熱、小水力、バイオマスといった全ての自然エネルギーの活用を視野に入れ、県民が地域や状況に合ったエネルギーを選択できるような幅広い支援を検討してほしい。</p> <p>また、県民の中にも賛否両論のある原子力については、この施策で推進するクリーンエネルギーの定義からははずし、はっきり区別して考えていただきたい。</p>	
17	<p>「豊かな自然環境の確保」「やすらぎ潤いある生活空間創造」の柱となる事業、「市町村提案型」事業として想定されるテーマについて、理論的には誰も異論のないところかと思うが、実際の事業推進にあたっては、現場の各市町村や一般県民、環境NGO/NPOや市民団体・住民団体等が企画段階から参加する形で地域にあった有効な策を講じることができるよう配慮していただきたい。</p>	
18	<p>お金を使わずにできる環境対策事業もあるので、ぜひ次のような運動、規制の実施も検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一人ひとりの県民が「環境意識」を高めるための運動」 ・「二酸化炭素排出を県独自に規制」 	<p>県では、「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議の設置・運営や「みやぎe行動宣言」への登録者の拡大のほか、人材派遣制度の運用等を通じて、県民の皆様の環境保全に対する意識の高揚に取り組んでおりますが、今後、その取組をより強めてまいります。</p> <p>なお、規制的手法につきましては、二酸化炭素の排出があらゆる社会経済活動に伴うものであり、その影響が極めて大きいことから、現時点では想定しておりませんが、国の動向なども踏まえながら、対応を検討してまいりたいと考えております。</p>
19	<p>河川整備や森林保全整備が遅れている。特に河川については我慢の限界に達している。環境保全→豊かな森林→治山治水→河川整備の例のようにその目的の範囲に弾力性を持たせていただきたい。</p>	<p>環境に対して、県民の皆様が向けられる興味の対象や、その関心の度合いは様々であるとともに、環境への対策は広範にわたることから、取組のテーマは幅広いものを想定しております。</p> <p>なお、治水治山事業につきましては、既存の公共事業により行われることが適当であると考えておりますが、その中においても、これまで以上に環境への配慮を行うよう努めております。</p>
20	<p>川下の生活(都市部)は川上(山村)の恩恵(空気や水)によって成り立っていて、その供給に多くの不安を抱えた今、対価(税)を負担するのは当然であり、これが共栄共存という言葉の具体化であることを県は広く県民に知らせていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、事業の必要性等について、より積極的な広報に努めてまいります。</p>

21	<p>地域からの地球温暖化防止対策の推進としては、イベント等スポットの普及啓発策だけでなく、地球温暖化防止のための継続した事業に費用支出することや事業委託を検討していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、施策の検討を行ってまいります。</p>
22	<p>税の使い道の一つに太陽光パネル設置補助があるが、太陽光パネルは設置して2～3年で雨漏りしている問題がある。その原因はパネル設置業者として経験乏しい業者が多く参入していることによるもの。きちんと設置する業者を増やすのは限界。そうした状況で、太陽光パネル設置補助を行えば、導入は進むがこうした問題が増える。また、その補修費を県費で出すのかとかいろいろな問題がでてくる。</p>	
23	<p>二酸化炭素の排出は一般家庭における取組がすすむよう、啓発や広報を従来より充実させ県民の理解が得られるようお願いする。 産業・商業部門などは自主的な行動計画を作り、省エネや温暖化防止に向けての取組を進めているが、いち個人、いち家庭となると、なかなか具体的な削減策が行われていないように思う。まして税金を払うとそれだけで終わってしまいそうなので、より温暖化防止に向けた取組を県民にアピールしてほしい。</p>	
24	<p>伐採した木材に対して、社会貢献として県内の製紙業者に協力してもらい、県内産の学習ノートやワークブックを小中学生に配布したり、防災で炊き出しに活用できる竈とベンチが一緒になった木製ベンチを公園や学校の校庭に設置したりと、県民にエネルギーの循環が見えるかたちなら、賛同を得られると思う。</p>	
25	<p>生物多様性の保全としては、自然環境の豊かな地域の保全・整備策を講じるとともに、これ以上の乱開発を防ぐための法整備を並行して検討していただきたい。</p>	<p>県では、条例を制定し、優れた自然環境を持つ地域や市街地周辺の緑地について、県自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定するなど、豊かな自然環境の保全に努めております。 また、大規模な開発行為に対しても、周辺環境への影響評価を実施するなど、無秩序な開発を規制しております。 今後も、ご意見を踏まえ、施策の検討を行ってまいります。</p>
26	<p>県内では環境保全にかかわるたくさんの草の根的な環境NGO/NPOが地道な活動を展開している。事業推進にあたっては、「新しい公共」と呼ばれるこれら環境NGO/NPO、市民団体・住民団体等との企画段階からの協働・連携・事業委託等を重視してすすめていただきたい。</p>	<p>NPO等の活動につきましては、環境保全に資する大きな力の一つと認識しております。</p>
27	<p>森林機能強化については、地域の森林組合など現場に携わる人々とよく意見交換し、将来を見据えて間伐や植林を計画的に行うことを望む。あわせて一時的な資金調達のための皆伐などが行われないう第三者的な監視機能の検討を希望する。</p>	<p>森林の多面的機能の発揮につきましては、森林法に基づく地域森林計画の実行推進や森林施業計画の認定、市町村が策定する市町村森林整備計画などをもとに、計画的な森林整備を通じて、適切な森林管理を支援しております。 また、皆伐跡地への造林の推進についても、ご意見を踏まえ、施策の検討を行ってまいります。</p>

28	<p>対象は事業規模100億円超とあるが、税込見込みは年間16億の5年間で80億である。その範囲で、現在説明されている曖昧な用途であるならば、たとえばエコカー購入補助にも、サルやイノシシ防除柵設置にも、また木造であれば、いわゆる「箱物」建設にも使用できてしまう。もっと用途を限定し、森林保護育成や水環境保全、自然エネルギー開発に限定した目的税にするべきだと考える。</p>	<p>環境施策については、重点化して取り組む必要がある一方で、部分的な実施は効果的ではない場合も多々ありますことから、その関係性を見極めながら、用途を明確にお示した上で執行してまいりたいと考えております。</p>
29	<p>現時点において税金を投入して行われる対象事業が多岐にわたりすぎていて、具体的イメージがつかめない。税金投入で行うならば環境保全に使うのが妥当ではないか。クリーンエネルギー対策補助金への投入はおかしいと思う。</p>	<p>クリーンエネルギーの普及については、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出抑制に有効であると認識しております。</p>
30	<p>重点政策に、花粉症の要因の杉や檜などの樹木伐採を加えてはどうか。植林された杉や檜などが全国的に国産材木の下落にともない伐採されずに放置されていることが問題となっている。それにより花粉症状がひどく医療費増加の要因など経済的損失にもなっている。</p> <p>小中学校の修学旅行の選定や観光でも、新緑の美しい春先にかけて花粉がなければ宮城に出かけられる(秋から冬の初めに出かける宮城というイメージがある)。花粉症に苦しむ県民はもとより、観光推進県だからこそ、身近に林業政策が影響することを重点政策に加えれば協力が得やすいと思う。</p> <p>町中の「いぐね」でも杉や檜を使っているが、それも伐採しないと太陽光発電の日陰となって邪魔となっているケースもあり、林業だけでなく町中の杉や檜の伐採を推進(歴史的樹木を除いて)し、花粉のできない杉や水資源有効なブナなどを植林していくなら、県民も納得すると思う。</p> <p>花粉症による集中力低下は、経済的損失と学力低下の要因の一つでもある。もっと県民の身近な生活に影響する面のアピールがあってもいいと思う。</p>	<p>スギ花粉症対策については、国民的課題となっており、発症の原因究明やその予防と治療の進展を期待するとともに、発生源に関する対策が必要であると認識しております。</p> <p>今後、少花粉スギ品種の生産・供給の拡大を計画しているところであり、ご意見を踏まえ、施策の検討を行ってまいります。</p>
31	<p>県の環境関連の機関として宮城県保健環境センターがあり、生活環境に関する調査研究を行っている。しかし、将来ビジョンでうたわれている「豊かな自然環境、生活環境の保全」を実現していくためには、自然環境(野生生物、生態系等)に関する調査研究部門も是非必要ではないか。</p>	<p>今回の税に関連した施策全般に関する貴重なご意見として、参考とさせていただきます。</p>
32	<p>環境施策の新たな事業展開を行う上で県の動植物・生物多様性に関する基礎データが不足していると考え。特に貴重な動植物種の現状、外来種の現状、自然復元方法及びその後のモニタリング等に関する部分に不足が多いと考え、さらにそれらのデータ収集・蓄積と共に各市町村を巻き込んだ環境保全・再生活動、環境学習の場としての利用等について、以下に提案する。また、水環境の保全に関する提案も示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県のRDB種(絶滅のおそれのある野生動植物)選定 ・自然再生事業の基礎研究 ・特定外来種調査及び駆除 ・県立自然公園学術調査の2巡目調査 ・市町村史の生物追加調査 ・生態系上位種の個体数推定調査 ・河川流域単位での連携調査 ・釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画の推進 	

33	<p>環境行政推進のため、県、市町村、NPO、大学など産学官一体となった実践行動組織とそれを担う人材の育成に重点を置いた施策を展開する。</p>	
34	<p>温暖化ガス削減計画の早急な実現を図るため、LCA手法を駆使して森林整備や藻場、干潟などの造成が効果的である事の実証研究を急ぎ、県として温暖化ガスの国内排出源取引の具体化を進め、県内環境保全を推進しながら首都圏からの資金を集める施策を展開する。</p>	
35	<p>環境認証制度の国際的な制度としてISO14000が制度化されているが、県内中小法人ではきわめて複雑な手続きと高額な維持管理費用がかかり、実際の効果が見え難いという難点を抱えている。ISOの趣旨を生かしその上で省エネや費用面の個別指導まで盛り込んだ、(ISOに代わる)地域にあった環境認証制度を確立し、具体的に温暖化ガスを削減する事が肝要である。</p>	
<p>税制について（税の仕組みなど）</p>		
36	<p>名古屋市では市民税を減税し、COP15が数字の合意に至らない中、今、増税しなければならない理由が不明である。昨年度はみやぎ発展税が課されたばかり。少なくとも次年度導入すべき理由は見当たらない。</p>	<p>県の環境行政には、身近にある豊かな自然環境・生活環境の保全に加え、人類の生存基盤を脅かす温暖化問題など地球規模の課題に対して、多くの対応が求められています。これまでも、「宮城の将来ビジョン」に掲げられている優先的・重点的な政策として、「地球温暖化防止」や「豊かで多様な自然環境と生態系の保全」、「健康的な暮らしを支える生活環境の保全」などの取組について、限られた財源の中で事業を展開してまいりましたが、従来の事業展開では改善が困難な状況に直面しているとともに、喫緊に解決しなければならない多くの課題を抱えています。こうした課題解決のためには、速効性の高い新規事業や既存事業の拡充など環境施策の充実を図る必要がありますが、これらの施策を展開するためには、通常ベースでの財源を超えた新しい財源が必要となることから、平成23年度から新税を導入しようとするものです。</p>
37	<p>(国ではなく、)県単位での制度ゆえ税額のバラツキが発生している。その理由が納税者に説明できればよいのだが。法人と個人の金額のバランスがとれていないことも気になる。税金は公明性、公平性をわかりやすく周知していただければ、進んで義務を果たすと思う。</p>	<p>国等が検討している「地球温暖化対策税」や「地方環境税」は、二酸化炭素排出者(化石燃料を使用する人や企業等)などを中心に課税することにより二酸化炭素排出抑制効果を狙った税制(=インセンティブ税制)であり、その用途を限定せず全国一律に導入しようとするものです。これに対し、各県が導入している環境税は、それぞれの地域が自治体として独自に取り組む環境政策に充てるための財源として必要な税制を構築していることによるものです。この(仮称)みやぎ環境・エネルギー税については、宮城県の自然環境の保全、クリーンエネルギーの利用推進及び環境配慮型産業の振興などを図るための施策実施に充てる財源として、その恩恵を享受しうる県民(個人、法人)の皆様幅広く公平にご負担していただこうと判断したものです。</p>
38	<p>こうした税の必要性は40年以上前から林業関係者を中心に議論されていた。すでに他県でも導入されており、今や遅しと言いたいくらい。広く県民の理解の下、速やかに施行されるようお願いしている。</p>	<p>この(仮称)みやぎ環境・エネルギー税については、その必要性等について県民・企業の皆様にご理解をいただきながら、平成23年度からの導入を目指し、平成22年2月定例県議会に関係条例案を提案することとしております。</p>

39	<p>税率の妥当性、根拠、とくに炭素税のような環境負荷の多寡に連動する形ではなく県民税均等割に上乗せする方式をとった理由について詳しく説明していただきたい。</p>	<p>地球温暖化の影響が広く県民、産業に及ぶ一方、今後新たに展開する環境・エネルギー施策によってもたらされる様々な恩恵は県民すべての皆様が享受することから、できるだけ多くの県民の方々に広く公平に負担していただくという考え方に基づき、県民税均等割に一定の割合を上乗せする超過課税方式としたところです。</p> <p>また、法人も個人と同様に地域社会の構成員であることから、個人県民税と同様に法人県民税均等割としてご負担いただくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
40	<p>年間見込み徴税額が県民分が一人1,200円上積みで(13億円)、産業からは3億円で総額16億円というのは納得できない。多く排出している事業者からの徴収をもっと増やすべきと考える。</p>	<p>環境・エネルギー施策のうち、緊急かつ集中的に実施する必要がある施策について検討を重ね、事業費用を積算したところ、5年間で約100億円を超える財源が必要となります。</p> <p>一方で、超過税額については、県民の皆様の理解が得られる適切な負担水準とすることが必要です。</p>
41	<p>他の自治体では500円程度の税負担である。その2倍以上の県民負担の根拠はどこにあるのか。企業に応分の負担を求め、県民の個人負担は軽減するべきと考える。</p>	<p>これらのことから、税額については、新たに実施又は拡充する施策のための必要な財源を確保するとともに、法人については既に事業税(いわゆる「みやぎ発展税」)及び県民税法人税割で超過課税を実施していること、また、近県の超過課税の動向などを考慮し、個人は年1,200円、法人は標準税率の10%相当額(=5年間で約80億円)としたところです。</p>
42	<p>地球温暖化対策としての二酸化炭素削減に向けた取組の重要性は理解する。しかし、景気低迷の中で1,200円は家計の負担感が大きいので、半額の600円にしてほしい。</p> <p>県が実施してきた環境施策の内容とそれに費やされた財源規模の提示がないので、必要な財源が皆目想定できないという現状において、一律均等割で1,200円といわれても納得できない。</p>	<p>また、税の使途について、他県は全て、専ら森林整備や荒廃森林の再生対策などでありますが、宮城県では、こうした二酸化炭素吸収源対策に加え、クリーンエネルギーの活用や環境配慮型産業の育成支援など二酸化炭素排出削減対策等にも幅広く活用しようとしている点で、大きく異なっております。</p> <p>こうした側面もあって個人で年1,200円としているものでありますので、ご理解をお願いいたします。</p>
43	<p>税率の妥当性、根拠について説明していただきたい。現行の個人県民税均等割は年1,000円である。今回の提案は現行より多い年1,200円の超過課税である。5年間の期間限定であるが、個人県民税均等割の税額は現行より2倍強となる。県当局及び県議会は県民に丁寧に説明する責任があると考え。</p>	<p>なお、現時点で、森林機能強化やクリーンエネルギー利用推進など4つの柱の対象事業を展開するため必要な財源は100億円を超えるものとなっておりますが、具体の施策・事業については、引き続き広くご意見を伺いながらさらに検討を深めてまいります。</p>
44	<p>県の財政状況を考えると、環境問題に対応するための新税の創設は理解できる。ただ、環境問題への対応は継続していく必要があると考え、5年間の期限付きをはずすべきと考え。</p>	<p>ご意見のとおり環境・エネルギー施策の効果を得るためには、ある程度継続した取組が必要であると考えます。</p> <p>しかし一方で、超過課税であることから一定の区切りも必要です。</p> <p>5年後については、それまでの事業効果を検証し、その時点における社会経済情勢なども勘案し総合的に判断することにしたいと考えております。</p>
<p>その他(行政改革の取組など)</p>		
45	<p>県の外郭団体への補助金の削減等で一定の資金を確保するなどの行政の努力がなければ受け入れがたい。</p>	<p>宮城県では、平成11年に「財政危機宣言」を行って以来、絶え間なく行財政改革に取り組んできております。平成11年度から17年度まで、事務事業の見直しや公共投資の抑制、人件費の削減などにより、合計で1,500億円もの財源を捻出してきております。</p>
46	<p>行政改革のうち宮城県職員の給与等が全国2位の高さであることが憂慮すべき。また、他の行政の無駄を洗い出すことも重要課題である。大阪府の橋下知事や名古屋市の河村市長のように率先垂範まず自分から、それから県議会議員の給与も行政改革の一つ。その後職員給与を考えれば誰も反対できないはず。行政の無駄を徹底的に排除すれば増税をせずに事業展開ができるのでは。</p>	<p>その後も、平成18年度には事業総点検、19年度には外部委員を含めたプロジェクトチーム点検を実施し2,391事業を見直したことに加え、20年度には事務事業の休廃止を前提とした事業棚卸しを実施し、175事業を休廃止しております。こうした取組にもかかわらず、平成16年度に行われた三位一体改革以降の自治体財政の構造的な財源不足が解消されない状況が続いており、本県でも今後見込まれる巨額の財源不足を解消するため、このたび「第3期財政再建推進プログラム」を策定したところです。</p>

47	<p>宮城県は負債が多いことに知事はどのように対処しているのか。いままでどのような改革をしていたのか。今このような時代にこの事業展開(基本の考えは賛成)していてよいのか。</p>	<p>しかしながら、平成25年度までに約130億円もの財源不足が発生する見込みであることから、今後ともさらなる歳入の確保や歳出の抑制に努めていくとともに、地方税財源の充実強化の早期実現に向け、国に対し強力に働きかけてまいります。また、今年度から再度の職員給与カットも実施しており、その結果、平成21年4月1日現在のラスパイレス指数では、47都道府県中36位となっているところです。</p>
48	<p>税の目的や創設の意義は理解できる。ただし一般的に財源を確保する手段として、県民から税金を徴収するのは最終的な手段であり、他に無駄な支出がないか、内部に合理化できるところがないかを徹底的に調べ、公表することが前提と思う。</p>	<p>こうした状況の中にあっても、地球温暖化防止など切迫した課題に早急に対応するための環境・エネルギー施策については先送りすることなく、緊急かつ集中的に実施する必要があります。現在の財政状況では、これらの施策実施に必要な財源を確保することは困難であることから、行財政改革への継続的な取組は当然の前提として、新たに(仮称)みやぎ環境・エネルギー税を導入することとしたものです。</p> <p>なお、宮城県の行政改革の取組については、県のホームページで公開しているほか、平成22年度から実施する「(仮称)宮城県新・行政改革プログラム(素案)」についても、昨年12月11日からパブリックコメントを実施したところであり、今年度中に策定する予定です。</p>
49	<p>環境政策の事業展開について反対するものではないが、この不況の最中において増税することは考えられない。それより先に行政改革および不況対策、若者たちのホームレス化等について、即急に対策を実施すべき。</p>	<p>宮城県の財政状況は危機的状況に直面しており、平成11年の「財政危機宣言」以来、徹底した歳入確保対策や歳出抑制対策を実施してきているところです。</p> <p>確かに、現在の厳しい社会経済情勢の中にあって、新たな税負担をお願いすることは、大変心苦しいところがあります。しかしながら、現下の環境・エネルギーを取り巻く状況は、「地球温暖化防止」や「豊かな自然環境の確保」に代表される喫緊の課題に早急に対応する必要があり、これらの施策展開のための財源として県民・企業の皆様へ一定のご負担をお願いするものですので、ご理解をお願いいたします。</p>
50	<p>不況時に増税するのは愚策である。橋本内閣の時に、財政再建を掲げ消費税を5%にアップさせたが、景気が冷え込み、失われた10年に続いていくこととなった。</p>	
51	<p>テレビをみて初めてこの税の導入を知った。新聞、ラジオ、テレビで説明会開催日程を広報したとのことだが、わからなかった。広報手段について検討していただきたい。</p>	<p>今回の説明会の開催については、県のホームページのほか新聞の「県からのお知らせ」や県政ラジオ番組など県の広報手段を活用して広報するとともに、記者発表によりマスコミを通じてお知らせしたところですが、県民の皆様お一人お一人には届かなかったかも知れません。</p> <p>県民の皆様への広報につきましては、今後とも様々な手法を活用して情報提供に努めてまいります。</p>
52	<p>温暖化の根拠となっているIPCCのデータはねつ造されたものではないのか。1960年代からの気温下降を隠していたため、気温が上昇しているというデータとなったものであり、これがないと、誤差の範囲内の気温上昇となっている。</p> <p>欧米諸国の中でもEUは環境対策に積極的だが、それ以外の国はそうでもない。その理由は排出権取引市場を形成すること。ようは環境ビジネスである。もう一つは、EU域内の市場保護が目的。環境保護を名目にEU外から入ってくる輸入品に関税をかけてEU市場の保護を図ろうとするもの。</p>	<p>地球温暖化については、世界気象機関及び国連環境計画により設立された国連の組織である「IPCC(気候変動に関する政府間パネル)」が発行した第4次評価報告書のなかで、これまでの学術的知見が集約され、かつ国際的に広く認められております。</p>